

改正派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項に基づき下記の情報を提供します。

(対象期間：2025/04/01～2026/3/31)

事業所の名称	株式会社九州ダイケン
事業所の所在地	〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉2-2-1 井門博多ビルイースト8階
派遣労働者の数	22人
派遣先の数	2社
マージン率	35.0%
派遣料金の平均額	15,906 円 (1日8時間当たりの額)
派遣労働者の賃金の平均額	10,346 円 (1日8時間当たりの額)
教育関連に関する事項	入社時教育・技術研修・資格教育・リーダー育成研修
その他	マージン率には以下が含まれます。 ・ 社会保険料 (雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料など会社負担分) ・ 福利厚生費 (有給休暇、健康診断等) ・ 一般管理費 (管理人件費、賃貸料、通信費など) ・ 現場運営費 (研修費、募集費、制服代など) ・ 営業利益

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

・ 労使協定を締結しているか否か	： 締結済み
・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	： 全ての派遣労働者
・ 労使協定の有効期間の終期	： 2027年3月31日